

大安協発 第 6-23 号
令和 6 年 5 月 9 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

「放置ボンベ撲滅」の取組成果(令和 5 年度)の
集計結果について(情報提供)

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

保安 3 法事務連携機構おおさか事務局より、令和 5 年度「放置ボンベ撲滅」
の取組成果の情報提供を受けましたのでお知らせいたします。

【添付】

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和 5 年度）の集計結果について
令和 5 年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

以 上

令和6年5月8日

一般社団法人大阪府高压ガス安全協会 御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和5年度）の集計結果について

新緑の候、貴協会におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和5年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、御参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安3法事務連携機構おおさかの運営に御協力の程よろしくお願ひいたします。

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)
担当 / 永田・米花 / 06-4393-6268
pa0032@city.osaka.lg.jp

令和5年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安3法事務連携機構おおさか

令和5年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおり

実施機関 府内23消防本部及び大阪府

集計期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	31	撤去数	31	所有者へ返却	20
				所有者以外の販売店が回収	7
				容器管理委員会が回収	4
				その他A	0
				温度管理	0
				転倒防止	0
				その他B	0

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

(2) 発見場所数

発見場所数 合計	16	事業所数	15	工場・作業場	3
				飲食店	0
				廃品回収・処分事業所	0
				その他C	12
				空地・道路 ・河川等数	1

○容器の発見場所の「その他C」には、次の事例がありました。

- ・共同住宅の駐車場
- ・空家敷地内
- ・市役所の資源ごみ回収ボックスに不法投棄
- ・ガス機器の販売や、メンテナンス等を実施する事業所
- ・事業所の敷地内
- ・倉庫の横
- ・廃墟内
- ・事務所ビルの敷地内にある青空駐車場付近

2 ポンペ別

撤去したポンペの本数をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	7	4	0	1	3	0
炭酸ガス	1	0	0	0	1	0
アセチレン	3	3	0	3	0	0
L P ガス	13	7	0	13	0	0
フルオロカーボン	2	2	0	2	0	0
その他	5	3	0	5	3	0
不明	0	0	0	0	0	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

3 覚知・発見場所・対応別

撤去したポンペの本数を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別			
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他
立入検査	事業 所	工場・作業場	0	2	1
		飲食店	0	0	0
		廃品回収・処分事業 所	0	0	0
		その他	9	0	0
その他 職員発見 ・通報等	事業 所	工場・作業場	1	0	0
		飲食店	0	0	0
		廃品回収・処分事業 所	0	0	0
		その他	10	2	3
	空地・道路・河川等	0	3	0	0

4 容器の放置から発見・通報に至るまでの経緯等

- ・共同住宅の住人より消防署に相談があった。
- ・災害出場にて消防隊が発見。
- ・市役所の資源ごみ回収ボックスに炭酸ガスボンベ（V6.8）が不法投棄されていたもので、市民から所管部署に通報があり覚知したもの。容器の状態は良く、所有者が判明したため、容器回収を指導した。
- ・立入検査を行った際に敷地内の廃材置場及び2階倉庫に置かれた劣化ボンベを発見したもの。立会者に聞き取りしたところ、ガス機器の点検・試用などで使用した後、容器を返却せずに敷地内及び倉庫内に放置していたとのことであった。LPガス6本については全て所有者が、フロンについて会社が不明であるが容器所有者に返却済み。
- ・消防職員が管内事業所立入検査時に、長期間放置されていた液化石油ガスボンベ1本とヘリウムガスボンベ2本を発見したもの。
- ・付近住民等から市役所に通報があり、消防にて現地確認を行う。酸素ボンベ（50kg×3本）が河川沿いの土に埋もれている状態を確認。市の所有の土地の為、市役所に連絡し撤去依頼を行う。
- ・消防署が事業所に立入検査を実施した際、放置ボンベ2本（場所：屋外、容器種別：酸素1本、アセチレン1本）を発見した。放置に至った理由は不明。
- ・市内一円、巡回パトロールにて職員が発見。予防課へ報告。予防課より建物所有者へ連絡し、ボンベの撤去を指示。建物所有者不明の廃墟にあっては、土地所有者へ連絡し、現地確認へ行った際、ボンベの刻印【容器所有者登録番号印】を確認、容器所有者へ連絡し撤去を指示したもの。
- ・敷地内駐車場付近の整理工事を請け負った業者が作業をしていたところ、放置ボンベ3本を発見し、敷工事依頼主（事務所ビル）から消防に電話連絡があったもの。消防職員が現地確認を実施したところ、放置経緯が不明で、容器番号及び所有者登録記号番号も判明出来なかった。同種の容器3本はLPガス以外で、工事依頼主から近畿高圧ガス容器管理委員会に連絡を入れて、後日当該委員会により回収された。